公開·非公開	公 開	部分公開
公開 乔公州	非公開	

令和4年度 第1回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議 会議録

- 1 開催日時 令和4年9月6日(火) 午後2時30分から午後4時25分
- **2** 開催場所 市役所北館1階 101・102会議室
- 3 出席状況

種別	人数	氏名等	
		河原崎 直樹	浜松市警察部
		原 道也	静岡県弁護士会浜松支部
		杉山 秀之	静岡地方法務局浜松支局
		松山 正寛	浜松市人権擁護委員連絡協議会
		稲本 裕	浜松市医師会(産婦人科医会)
		大場悟	浜松市医師会(小児科医会)
		大嶋 正浩	静岡県精神神経科診療所協会
		浅井 浩志	浜松市歯科医師会
	17	野寄 秀明	浜松市薬剤師会
		齋藤 由美	浜松市助産師会
		杉山 晴康	浜松市民生委員児童委員協議会
		中村 勝彦	浜松民間保育園長会
		大塚 文俊	浜松市私立幼稚園協会
委員		松本 知子	浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会(障害児入所施設等)
安貝 36		甲斐 政見	浜松市里親会
代理 1		村瀬 修	浜松市児童家庭支援センター
八年1		雨宮 寛	浜松市障がい者基幹相談支援センター
		吉積 慶太	こども家庭部長(要保護児童対策地域協議会会長)
		野田 志保	こども家庭部次世代育成課 (課長)
		新谷 知香枝	こども家庭部幼児教育・保育課(代理)
		鈴木 勝	こども家庭部児童相談所(所長)
		横井 通文	こども家庭部児童相談所(副所長)
	10	平野 由利子	健康福祉部健康増進課(課長)
	19 代理 1	久保田 尚宏	健康福祉部障害保健福祉課(課長)
17	10年1	二宮 貴至	健康福祉部精神保健センター(所長)
		石野 政史	学校教育部指導課(課長)
		河合 多恵子	市民部UD・男女共同参画課(課長)
		北村 聡	中区社会福祉課 (課長)
		鈴木 誠隆	東区社会福祉課(課長)
		夏目 健一	西区社会福祉課 (課長)

鈴木 孝人	南区社会福祉課(課長)
藤野 正彦	北区社会福祉課(課長)
伊藤 弘和	浜北区社会福祉課(課長)
山本 佳弘	天竜区社会福祉課(課長)
小山 東男	こども家庭部子育て支援課(課長)
平野 聖枝	こども家庭部子育て支援課(配偶者暴力相談支援センター)

4 次第

- (1) 開会
- (2) こども家庭部長挨拶
- (3) 構成機関の紹介
- (4) 議事

【公開】

≪報告≫

- ① 令和3年度 浜松市における児童相談対応の状況について
- ② 令和3年度 要保護児童対策地域協議会について
- ③ 浜松市児童虐待防止対策の推進について
- ④ 令和3年度 はままつオレンジリボン運動活動報告書について

≪協議≫

- ① 要保護児童等への支援体制について
 - ・支援者アンケート結果
 - ・アンケート結果から抽出された課題と今後の対応策(案)

(5) 閉会

5 会議録

1 開会 事務局

令和4年度 第1回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催する。 (資料確認)

資料は、事前に配布させていただいた資料となるが、本日、次第を差し替えさせて いただく。

それ以外の資料として、委員名簿、資料1から資料6-2まで御用意いただきたい。 また、リーフレット「今、悩みを抱えるあなたへ」については、後ほど、静岡地方法 務局浜松支局から紹介していただく。

(会議成立の確認)

専門委員 18 名のうち 17 名の出席確認。

浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第7条第2項に基づき、委員の過半数が 出席のため、会議が成立していることを報告する。

それでは、議事に先立ち、浜松市こども家庭部長の吉積から挨拶を申し上げる。

2 挨拶

こども家庭部長

皆様方には日ごろから本市の児童福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき、心 よりお礼申し上げる。

当協議会は、児童福祉法に基づき設置。地域の「要保護児童の適切な保護」と、「要支援児童及び特定妊婦への適切な支援」を図るため、児童福祉に関連する職務に従事されている関係機関により構成される協議会である。

代表者会議は、支援対象児童等の支援に関する検討や要保護児童対策などについて 協議する場である。

今日の資料にもあるが、令和2年度全国児童相談所による、児童虐待対応件数は過去最多を更新している。令和3年度、県内の児童虐待対応件数、浜松市の対応件数も高止まりの傾向がある。児童相談所の虐待対応ダイヤルを生かして、虐待を早期に発見する取組もある。児童虐待に関するニュースは後を絶たない。児童虐待防止のさらなる強化が必要になると考えている。

先日、大阪で2歳の子どもが熱中症で亡くなる事件があった。こうした報道に対して、市の関わりはどうだったか、家庭訪問で子どもの安全や養育状況の確認をしっかりしたのかが課題となってくる。浜松市でも同じようなことが起こるかもしれないという認識のもとで、こうした事案を教訓として、子どもの安全確保や養育支援について、改めて意識を高めていかなければいけないと考えている。

本日の会議では、令和3年度の実績や今年度の取組等の報告、支援体制についての協議がメインとなっている。各委員の立場から意見をいただき、今後も児童虐待防止にあたって、虐待を受けた子どもの保護、家族を含めた支援など、皆様の協力、支援をお願いしたい。

3 構成機関の紹

<u>介</u>

事務局

次第3「構成機関の紹介」に移る。

専門委員の皆様、市関係機関の紹介については、手元の委員名簿にかえさせていただく。

今回、人事異動等により、3名の方が代わられているので、紹介する。

名簿の NO.1、浜松市警察部庶務課長の河原崎直樹様。

NO.3の静岡地方法務局浜松支局総務課長の杉山秀之様。

NO. 16 の浜松市里親会会長の甲斐政見様。

よろしくお願いします。

事務局

本会議は、浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱の第4条及び第7条1項に基づき、会長である吉積こども家庭部長が議長を務めることになっている。議事の進行をお願いする。

会長本日は、個人情報を扱う案件はないので、議事は公開で開催させていただく。

4 議事

次第の議事に移る。

報告(1)~(4) 会長

報告(1)から報告(4)までは、一括して説明をさせていただく。その後に、委員から 意見をいただく。

報告(1) 令和3年度 浜松市における児童相談対応の状況について

事務局

<資料1に沿って説明>

会長

報告(2) 令和3年度 要保護児童対策地域協議会について

事務局

<資料2に沿って説明>

会長	報告(3) 浜松市児童虐待防止対策の推進について
事務局	<資料3に沿って説明>
会長	報告(4) 令和3年度 はままつオレンジリボン運動活動報告書について
事務局	<資料4に沿って説明>
会長	事務局からの説明が終了した。報告に関して、意見や質問を伺う。
委員	数としては面前DVが一番多いと思うが、私自身もなんとなくイメージとして、児
	童に対して何か暴力が向けられるとか、ご飯を食べさせないだとか、親対子どもとい
	う構図の中で、子どもをどう保護するかということにフォーカスした議論がなされが
	ちだし、対応としてもそういう場面をイメージしてやっている。それはそれでいいよ
	うな気もしている。
	ただ数の上では面前DVが一番多いとして、そのあたりの対応であるとか、要望に
	ついては、私自身も警察に通報して逮捕されている人が増えていると感じている。そ
	のあたりの対応はある程度、警察に任せているということなのか、市としてもしかる
	べき部署が動いていることがあれば教えていただきたい。
児童相談所	参考までに統計としてお話しさせていただく。資料1の2ページ目2の(2)の表3
	で、警察からの相談が318件ある。そのうち、面前DVの案件については、260件で
	ある。重篤な内容もあるが軽微なものもあり、ある程度、比率としては高い状況にな
	っている。当然、文書通告、あるいは緊急を要する場合は口頭での通告という形もあ
	るが、ほとんどは文書通告になる。実際にその現場で、例えば、面前DVなどにおい
	ては直ちに児童相談所が馳せ参じることはほとんどない。通報があって初めて児童相
	談所が認知をして、それに基づいて家庭への介入をしている。その内容がどういうも
	のかということを、警察からの通告と照らし合わせながら事実確認をし、場合によっ
	ては、子どもの状態、状況を確認する。継続的に面前DV等、配偶者暴力等が見られ
	るのであれば、ほとんど母親のほうが被害を受けることが多い。逆の場合もあるが、
	そういったことが繰り返されるようであれば、保護者には、父親、母親、それぞれ別々
	に話をさせてもらい、女性相談等につなげることもする。現実として、児童相談所に
	通告が来ているときには、解決とまではいかなくても、もうすでに解決がついている
	状況がほとんどである。
	子どもを第一と考えたときに、その安全や安心が担保されているかどうかというこ
	とを確認しつつ、担保できないようであれば、ある程度経過を見て、来所面接、ある
	いは家庭訪問、子どもの学校、幼稚園等があるのなら、その機関の見守りをしながら
	モニタリングをしていく形がほとんどである。
委員	今、回答を聞いて、なるほどと思ったが、「夫婦仲良くしてください。」「ケンカし
	ないでください。」というアプローチはしづらいと思う。そのような家庭や夫婦だっ
	た場合に、母親の側、児童の側に要支援性の兆候が現れがちであろうと思う。そのサース、たまなどは、アプロ・チャッス・トンスには、2015年間できばば、アペスには
	インを見逃さずに、アプローチ、コミットしていくという問題意識があって然るべき
	だと思う。今、その観点からきちんと対応してくださっていると思いながら回答を聞
 ₹-₽	いていた。
委員	虐待を受けている子どもたちはどんどん増加していると、地域で見ていても実感と 1 て用る。このよれいくし、よばよば増え続けるるばり、比なりま用っているし用る
	して思う。このままいくと、まだまだ増え続けそうだと、皆さんも思っていると思う。

令和3年度と4年度のやることがそう変わっていない中で、どこかに集中してやり方 を変えていく必要もあると思う。 世界からの情報だと、虐待に対して、唯一有効だったのは、「体罰はしない」「体罰 による子育てはノー」ということを法制化したスウェーデンはかなり減ったという事 実はある。実際、外来で見ていて、すぐ体罰に走り、その場で子どもを抑えることが 一番簡単なので、厄介な子どもに対して、体罰をすることで一時的に収まる子どもが 多い。そのことが地域の中で流布されていくと、激しい親御さんは体罰でいこうと考 え、虐待レベルまでいってしまうことがある。体罰によらない子育てをしなければい けない、それにはもちろん工夫が必要だが、体罰によらない子育てができない家庭に 対して、どのようにしたら体罰によらない子育てができるかというところを援助して いかないといけない。 現状は、ご存じのように、何割というレベルで発達障害的な子どもたちがピックア ップされている。そういう子どもたちは本当に育てにくい。10倍、100倍というぐら い育てにくい。そのような中で、体罰が容認されていると、どんどん虐待が起きてく ることは明らかである。 5ページの「体罰等によらない子育てを広げよう!」というリーフレットの配布の ところのレベルを上げてもらいたい。リーフレットの配布でなんとかなるわけではな い。日本は「体罰によらない子育て」を国際的に批准しているはずである。いかに強 く言っても、法的には問題がないはずなので、大人の方が本気でこれをやるかどうか で、地域の虐待が減り、行政の経費も減っていく。今のままでは、行政経費が増える ばかり。丁寧にやればやるほど行政経費は増えるし、負け戦かもしれない。やはりど こか根元を絞めていかないと、いつまでも負け戦だと思う。このあたりで支援の方向 を考えてみる必要があると思うので、提案させていただく。 事務局 5ページのリーフレット配布について、啓発はしているが、配布しただけではとい うことであるが、助産師の訪問では説明していただいているのでは。 市全体が、本当に「体罰はノー」ということを打ち出す、子ども中心主義の一部と 委員 して「体罰はノー」ということを市として宣言したら、日本全国から取材に来るかも しれないし、かっこいい浜松になると思うので、検討していただきたい。 委員 2点、教えていただきたい。 1つは、児童相談対応の状況についての一時保護。虐待対応件数は目いっぱいであ るが、令和2年度から3年度にかけて、一時保護が70~80件ぐらい減っていて、延 べ日数も減っているのは、どういうことか。虐待相談の在り方が少し変わってきてい るのかという感じもするので、実際はどうか教えていただきたい。 もう1つは、主に施設入所というのは、結局、一時保護からの連続だと思うが、一 時保護の結末として、どのくらいの子どもが施設入所をしているのか、一時保護の減 少とともに、何か変化があったのか、教えていただきたい。 児童相談所 まず、一時保護の件数が減少している理由であるが、具体的には分析ができていな い。一時保護には、虐待ばかりでなく、いろいろと養護的なところ、あるいは親の傷 病等がある。一時保護所は定員 20 名で運営している。令和 2 年度の稼働率 75%に対

して、3年度は65%、10%下がっている状況である。なぜ下がったのか、コロナの影

	響も多少あるのかと思うが、解明できていない。
	一時保護後の子どもの処遇、出先の部分であるが、実際のところ、一時保護しても
	虐待とされていないことも含めて、全体を通して約5割弱が帰宅となっている。施設
	入所は全体の中で 10%ぐらい、一時保護で 20%ぐらいが、施設あるいは里親等の社
	会的養護が出口となっている。一時保護をして、半分が家に帰る、2 割は施設等に入
	る結果になっている。この流れ、比率については、例年と同様である。
	一時保護の件数がなぜ少なくなっているのかについては、なかなかはっきりしな
	い。虐待の件数については、10 件ぐらい減っている、中身の方についても一時保護を
	伴うようなものが、昨年、一昨年に比べると、一時保護を要する内容としては減った
	という状況であるとしか言えない。
委員	資料 2 の協議会についてであるが、この要対協の体制が 3 層構造に変わってきて、
27	その中で、障害の関係の相談機関等が実務者会議に参加したり、説明を受けたりして
	いる。
	前年度も同じ質問をしたが、個別のケース検討会議の重要性で、そこを強化する取
	組がなされ、体制変更などをされてきたと思う。個別のケース検討会議の開催回数が
	減ってきているが、なぜ減ってきたか、分析等をされているか。
 事務局	個別ケース検討会議の開催回数に関して減少傾向が見られるが、ここに計上してい
子4万/时	る数は3機関以上が集まって開催した会議を計上している。コロナの関係であったり、
	なかなか集まる機会が取れなかったりした場合においては、2機関での連絡調整を行
	っているため、開催回数に挙がってきていない現状がある。たくさんの機関が集まっ
	て検討した会議の数が 217 になっているが、個別に連絡をさせていただいた数は、そ
	れをかなり上回っていると考えている。
 委員	2機関での連絡調整した数は、数字として出てくるか。
事務局	それに関しては、統計がとれていない。
協議(1)	次第の協議(1)に移る。
会長	(1) 要保護児童等への支援体制について
事務局	<資料 5-1, 5-2, 5-3, 6-1, 6-2 に沿って説明>
会長	協議(1)に関し、質問や意見を伺う。
委員	アンケートは、私立幼稚園 50 数か園で書かせていただいた。今、この資料を見さ
	せていただき、先ほど説明があったように、この流れというものを理解せずに書いて
	いるなということがよく分かった。資料3にある、浜松市の児童虐待防止対策の推進
	について、幼稚園の園長や職員たちが理解していないことは大変大きいと思う。私も
	知らないところが見受けられたので、隣りに保育園長会の会長もいるが、できれば私
	どもの園長会等に足を運んでいただき、浜松市がこのような活動をしていること、そ
	れぞれの課でこのような推進事業を行っていることを示していただけたらありがた
	い。その上で、今提示していただいた、資料 6-2 についてこのような動きをしてい
	ることを、若い園長も含め、先生方、各園に示していただけたらありがたいと思った
	ので、ぜひお願いしたい。
事務局	園の先生方の御理解・御協力が重要だと思っている。どういう形がよいのか相談さ
	せていただく。

委員

今回、この資料をいただき、特に資料 6-2 の共通アセスメントシートを見させていただき、要保護児童に対してチェックする内容が初めて分かった。

民生委員は、日常的に子どもと接することはあまりないが、子ども自身の状況は、 家庭の経済的な状況だったり、親子関係であったり、いろんな事柄があることを感じ ている。どういう形で支援をしていくか、日常的な生活支援とかも含めて、こういう ものを見せてもらったことによって、見方がまた深くなったなと思った。

それから私事であるが、今年、児童相談所の一日所長を務めさせていただき、児童相談所の方々の御苦労や一時保護所等を回って感じたことを、広く民生委員に伝えている。高齢者の方々に対する支援は、ある意味、形はもうすべて整っている。しかし、子どもに対する支援は主任児童委員ということで、児童福祉法の第 17 条でもって規定をされているので、民生委員に手伝ってほしい具体的なことを、皆さんから御意見をいただければ大変ありがたいと思っている。

実は、先日、主任児童委員の法定研修会で、虐待の事例報告があった。ケース会議 に呼ばれるのが個々の委員であるので、ケース会議の中身を市の民児協としても掴み きれていないところがたくさんある。情報の共有として、民生委員が関わった部分だ けでも、民児協として分かるように、民児協の本部にあげていただけるとありがたい。

委員

私は個別ケース会議に、月に 2~3 回出ることがある。参加して思うことは、個別ケース検討会議は要対協をもっと濃くして、そして方向性も一つのケースについてやるので、かなり細かいところまで繰り返してやっている。しかし、そのチーム感というか、正直言うと、集まってきた人たちが一体となっていない感じがする。

それは何かというと、家児相にしろ、児相にしろ、ケースの見立てと方針を示して、 それを実現するためにみんながどうするかというようなチーム感というものが生ま れないのは、やはりその方針や、それから具体的にやってみてどうだったのかという 振り返りの繰り返しが失われていて、有効に機能していないからではないかと思って いる。

主催者は情報をたくさん収集していくが、支援をどう展開するかという点で、チーム感というものが出てこない。やはり方針が明確でない、見立てが明確でないというところにその原因があると思っている。しかし、例えば、夏休みに、この家は1週間ごとに見に行かなければいけないので、関係機関で話し合い、この週はどこが行くかと決めていくようなケースもあった。児相が明確な方針を出さなくても、行こうという方針になるから、チーム感が出る。だから、事務局の説明で、やはり見立てが大事だとおっしゃってくれたことについて、僕はとても安心している。個別のケース会議は、各機関がどういうことを見聞きしたかということを、主担当機関が収集する機会ではなく、みんなで一緒にやりたいと我々は思っている。そのあたりを意識していただけると、我々もうれしい。

児童相談所

委員のおっしゃるとおりで、ケース会議の位置づけは、児童相談所、あるいは家庭 児童相談室が主体的に関わっているケースについては、アセスメントも重要である し、今後の方向性というところで、具体的に役割分担、またはどういった形で支援を 進めていくか、コーディネートをしていく立場である。しかし、正直まだまだで、職 員の異動や経験不足もあるので、今回示したアセスメントシートを活用しながら、そ れに基づいて、参加されている方々とお互いに意見を交わしていきたい。最終的に、 子どもの福祉が果たされるように、権利が擁護されるように、今一度、職員にこういった御意見があるということを伝えていきたい。

委員

今回アンケートをとり、このようにまとめていただけたことは、浜松市の覚悟が感じられるというか、一緒にやっていける方向が少し見えたという感じがしている。

6-1 の資料だが、皆さんの意見をある程度、カテゴライズして、こんな方向で行くという対策まで、少し見える化していただいた中で、関係者が代わってしまうと、これがなくなってしまうことが気がかりである。これをどんな形で進めていくのかを、ぜひ明確にして、ワーキングをもつとか、このことについてこのように進めていくということを、より具体的に、方法として提案していただけるとありがたい。

そして、先ほど委員が言った「体罰の虐待ゼロ」ということが、このような取組を通して、みんなに周知できるようになっていけるといいなと思う。ここにいるメンバーもそうだと思うが、そういうことを一緒にやっていけたらなと思っている。

委員

2人の委員と同じで、今回のアンケートは、私自身がこういう感じかなと思っているものとほぼ同じで、正直な内容が出てきて、これを市としてまとめられたことに敬意を表する。ただ、すごい内容がたくさん出てきて、改善点がたくさんあるので、やはり具体的なところを絞ってやっていかないと難しいかなと思って、私自身が分かる範囲で3点考えた。

その3点のうちの1つ、ケース会議については委員がおっしゃったとおりであるが、ケース会議で焦点を絞ったり、支援の方向性をしっかり示したり、なかなか難しい経験が必要なところなので、職員に「そうしましょう。」と言っても、今までできていなかったことがすぐにできるとは思えない。先ほど出てきた支援者支援という発想がこれからすごく大事で、支援者支援として、ケース会議に対してアドバイスをするチームを2人か3人で作る。委員は一番会議に出ていらっしゃるベテランで、中央児相長もやっていらっしゃったので、委員のような方に、「この会議はどうだった。」とか、「ここはこうした方がいい。」とアドバイスしてもらえるような支援者支援の仕組みをしっかり作ってほしい。そうすると、スタッフが代わっても、連続性をもって支援し、支援者の会議がレベルアップしていくことが考えられる。私はすぐに具体的に落とし込みたくなるので、そのように思って聞いていた。

2 点目は、連携という言葉がいっぱい出てきて、いろいろな情報が共有されにくいという話があったが、以前より少し良くなってきた。しかし、人によってその情報の出し方は、児相の方も一人一人違ったり、施設によっても違ったりする。子どもを見ているという意味では、どの施設もある程度情報が欲しい。もちろん常識的に、守秘義務の問題で大丈夫かなと思うこともあるので、共有する機関に守秘義務の研修会を義務づけて、守秘義務の研修を受けたところとはしっかり情報共有をする。そして、どのレベルの情報共有をしっかりするかということを見える化し、しっかり情報共有をして、言う方も堂々とこういう情報がほしい、出す方も、守秘義務の部分がセーフになっているから、安心して情報を出せる。そのような守秘義務研修をして、守秘義務をもった者同士で共有というものをしっかりしてもらえると嬉しいなと思う。

3点目として、レベルをしっかり保つという意味では、予後フォローアップをしな

いでレベルを保つことは絶対できない。今回、予後調査というか、やっている人に、その後、どうなったということが見える化する、フィードバックされるという仕組みをしっかり作ってもらう。そうすることで、児相においても、「児相、違うね。」と言った人でも、「やはり児相が正しかったね。」ということがあってもいいわけで、それは結果として子どもに現れる。何年か後までのフィードバックが必要なのは、20歳や25歳になって虐待として表れが出るのではなく、情緒障害や行動障害として出たり、社会不適応の状態として出てきたりする。虐待の問題が終わったということではないので、やはりそこの部分のフィードバックのシステムをしっかり作ってほしい。

今回、すごくいい資料が出てきたので、具体的にやれる一番直近のものとして、3 点のことを感じた。よろしくお願いする。

委員

養護者の支援体制についての新しい取組、こちらの方がすばらしいものかなと思う。支援する側として、私どももアンケート調査をしたが、私どもが関連している団体が104か園ある。実際に個別ケース検討会議に参加されたことがある職員がいるかと聞いたところ、8か園しかいなかった。必要性の問題があるかもしれないが、個別ケース検討会議が、ちょっと少ないのではないかと感じている。

実際にそう感じる理由としては、私たちが受けて、いざ困ったときにも相談がしにくかったり、他に関わっている機関があっても連携が取れていなかったりするということが、現状としてある。こちらの方にも書いてあるとおり、個別ケース検討会議をやっていただくことによって、自分たちの役割をしっかりと明確にするとともに、他機関との連携もしやすい環境になり、支援する方にとってよりよい形になっていると感じる。

大変だとは思うが、ぜひとも個別ケース検討会議を増やしていただきたい。コロナの関係で、2機関で連絡を取り合っているかもしれないが、私たちは全体のことが分からないと見えてこないところも多いので、個別ケース検討会議をしていただけると、さらにいい支援ができるのかなと思った。

委員

実際に、私たち助産師会のメンバーは、普通の赤ちゃん訪問もやっている。養育支援訪問員も兼ねているメンバーがかなりいて、もっとケース会議に出ているのかなと思っていたが、みんなに聞いてみたら、ほぼ出ていないようだった。

何か訪問をするにあたっても、養育支援の訪問で行ったとしても、情報提供するだけで、見立てが立場によって違うだろうなと思うことがある。私たちはもう少し突っ込んだところの見立てをして支援を行っているので、必要だと思って情報を提供しても、「それは別に必要ない。」と言われてしまい、何かちょっとピントが違うというか、リアル感とか、切迫感とか、そういったものが、私たちが感じ取るものと違うことが結構多いという結果が、アンケートを取ったら出てきた。

そのあたり、委員も言ってくださったが、フィードバックもあまり具体的に出てこないので、「私、何のために行っているのかな。」という声が結構聞かれる。それでいて、充足感がないというか、充実感がないというか、これをやってきたから、私が訪問に行ってきたからこういう結果になったというものがない。支援員として実際に入り込んでいるが、自分たちの達成感、もともと達成感が得られるようなケースではない、そういった仕事ではないことも分かってはいる。これをしたからこういう効果が

あるだろうという私たちの期待感の中で、そこは求められていないとか、うまく連携ができないこととかがあると、「単なる安否確認だけに行っているのか。」と言いたくなることがすごくあった。

委員もおっしゃっていた、「スタッフが代わっても、求めているものは変わらない。」ということがあまり見えず、担当者によって求められることが違い過ぎる。経験が浅い人に担当されたケースの家庭はどうなってしまうのかと思うと、やはり浜松市としてのレベルは一定でなければいけないと思う。反対に、こんなことまで要対協にあげているのかというほど、丁寧にやっていることもすごく感じる。だから、虐待が少なくなっていると感じることもある。「こんないい仕事をしているのに、なんで。」と思うところと、その差がすごくあるので、いいレベルで受入れることができるように、私たちも協力したいと思っている。

事務局

今回、アンケートを出させていただいた。様々な御意見、厳しい御意見もいただいた。情報共有のところでは、アンケートの内容を見ると、区によって多少取り扱いが違うことや職員により少し違うことが見えてきた。今日は、社会福祉課の職員もいるので、アンケートの詳細や今日の御意見を共有する中で、よりよいケース会議ができるように、できることから取り組んでいきたいと思っている。

委員

委員の方からも、たくさんやることがある中で、ポイントを絞ってというお話があったので、ぜひそうしていただければと思う。

アンケートをとって課題を整理し、分かりやすく、見やすくしていただき、ありがたい。この中で、これだけのことをやっていこうということであるが、委員からもあったように、具体的にどういう形でこれを進めていくのか、1つずつPDCAに落とし込んで、どこまで進んでいるのか、どうやっていくのかということを、もう少し分かるようにしていただき、次の代表者会議の時に、このぐらいまでできていることが分かるように示していただけると、ありがたいなと思った。

委員

アセスメント研修と情報共有のところで、必要に応じて、弁護士の活用ができるのであればしてくださいというお話をさせていただく。

アセスメントの活用について、ネックになるかなと思われるのが、結局、基準が上がっていて、万能じゃない、これに頼り切ってはいけないということはしっかり書かれている。その基準に当てはめて結論を出していくということを、一言で言っても、なかなか難しいところがあろうかと思う。例えば、在宅支援アセスメントでも、ただ表情が乏しいとか、衣類の汚れというようなことが書いてある。だから、白いシャツにケチャップがついている、これは事実だが、汚れているか、いないか、これは評価である。笑わないことは事実かもしれないが、表情が乏しいか、乏しくないかは評価になってくる。結局、どれだけの事象が、事実があれば、どういう評価になってくるのかっていうところについては、なかなか現場で悩むところもあろうかと思う。そのあたりのところについて、おそらく一番訓練されているのが弁護士だと思う。こういう事実があればここまでの評価をしていいみたいなところを、日々、仕事としてやっているのが弁護士である。研修の際や個別のケースで悩まれる時があれば、弁護士を適宜活用してくださいということが1つ。

あとは、情報共有の話がされているし、委員から守秘義務についても言及があった

が、何かその情報共有の場面で、守秘義務みたいなところがネックになっているとすれば、こういう工夫があり得るのではないかと、弁護士的に助言できることがあるかもしれない。弁護士会を代表して、どんどん相談してくださいと言うと、他の弁護士から怒られてしまうので、言い過ぎはできない。アンケートにも書いたが、改めてその2点について発言をさせていただいた。

会長

今回、皆様に御協力いただいたアンケート結果を見て、よかったという御意見よりも、圧倒的に改善すべき、疑問や不満という意見が多く出されていた。どこまでやってきたか分かるように示してほしいという意見もあったが、寄せられた1つ1つの意見をそのままにしないで、意見については1つ1つしっかり対応していく必要があると思った。

今日、ここにいる市役所の関係課だけでなく、関係機関の皆様も含めて、時間や予算もそうだが、限られた中ではあると思うが、いかに効率的に効果がある取組を実践するかということが大事だと思っている。

今日の報告の中でも、令和3年度と4年度の比較があったが、確かに新しい取組が あまりないなと、資料を見て感じた。また、アンケートを踏まえて、今後どうしてい くかというところで、研修であったりとか、連携であったりとか、情報共有であった りとか、キーワードとしてあったが、方法を工夫しながら、どういった形で進めてい ったらよいのか、しっかり考えていきたいと思う。

市は今、令和5年度予算編成に向けて、部局がいろいろな検討をしているところである。このアンケートの結果を見て、他の自治体と同じような重い課題があるので、他の自治体の事例も参考にしながら、限られた中ではあるが、新しいことに取り組んでいければいいのかなと思ったところである。

先ほど、委員が児童相談所の一日所長をされた話をしていたが、私も教育委員会が長く、子どもに関したことを長くやっていたので、自分は分かっていると思っていた。しかし、自分も児童相談所の会議に出たり、いろいろな施設を回ったりしてみると、支援を必要としている子どもがたくさんいることを、改めてこの立場になって思った。自分は教育委員会にもいたし、今回、こども家庭部に移ったので、そこはしっかり連携して取組を進めるようにしていきたい。学校もなかなか多忙なので、先生方に負担も強いることもあるが、関係機関も含めて、今後のことを考えて、しっかり連携して、関係機関も含めてやっていきたいと思うところである。

今日のこの会議の中でもいろいろな情報があったが、各課においても、今日は代表 としてお見えになっているが、それぞれの所管の方にお伝えいただければと思う。

事務局

委員の皆様、長時間にわたり、貴重な御意見をありがとうございました。

アンケートというのはとって終わりではなく、今後、どうしていくかというところになるので、皆さんの意見を参考にさせていただき、連携しながら進めていきたいと思う。先ほど御意見があったように、代表者会議において、経過を報告していきたいと思う。

本日、当日の資料として配布した、カラー刷りのリーフレットの説明を、静岡地方法務局浜松支局からお願いする。

静岡地方法務局 浜松支局

法務局が行っている啓発活動のお知らせをさせていただく。

法務局では、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員の方と協働して、人権の活動 を行っている。法務局の活動の一つとして、そちらのリーフレットにも記載のある、 「子どもの人権110番」という事業を行っている。いじめとか体罰、親による虐待と いった、子どもをめぐる人権問題は、市民の目につきにくいところで発生しているこ とが多く、被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成で あって、身近に相談できるような大人がいない場合もあると思う。「子どもの人権110 番」というのは、このような子どもが発する信号をいち早くキャッチして、その解決 を導くための相談を受け付ける、無料の電話相談の事業となっている。電話の相談は、 法務局の職員と、先ほど話した人権擁護委員で受けている。「子どもの人権 110 番」 というものがあるが、もちろん大人の利用も可能となっている。

受付の時間は、法務局の開庁時間の平日の8時半から17時15分までだが、今年も 8月26日から9月1日まで、「子どもの人権110番」強化週間というのを実施して、 土日も、平日も夜7時までの相談を行った。

電話だけではなくて、今は「子どもの人権SOS eメール」というのもやっていて、 今後とも皆様と連携をして、皆様のお力をお借りしながら児童虐待の早期発見と防止 に取り組んでいきたいと思うので、協力をお願いする。

5 閉会

それでは、最後に事務局から2点事務連絡をお伝えする。

1点目は、本日の駐車券についてである。駐車券を受付に提出していただいた方は、 帰りに処理をした駐車券をお渡しするので、お持ち帰りいただきたい。

2点目は、次回の代表者会議の開催予定であるが、次回は、令和5年3月上旬を予 定している。日程が決まったら、事務局より連絡する。

それでは、以上をもって、令和4年度、第1回浜松市要保護児童対策地域協議会代 表者会議を閉会する。

事務局